

伊勢市景観計画

届出等の手引き

【重点地区】

二見町茶屋地区

令和8年4月版

伊 勢 市

目 次

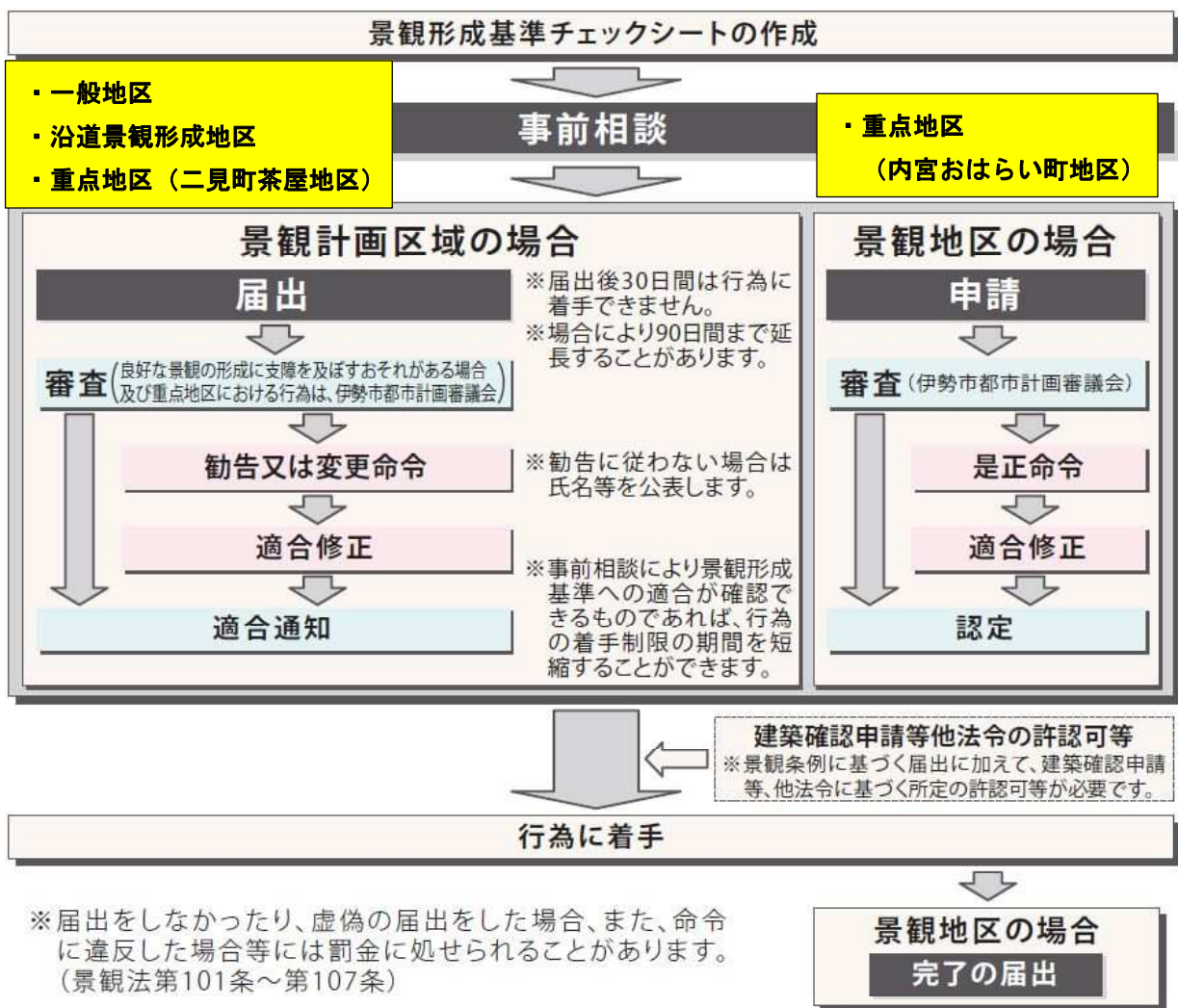
1	届出等の流れ.....	1
2	提出書類一覧表.....	2
3	景観形成基準チェックシート【二見町茶屋地区用】	4
4	届出様式【一般地区・沿道景観形成地区・重点地区用】	15
5	参考様式（委任状）	24

1 届出等の流れ

伊勢市景観計画に係る届出及び伊勢都市計画景観地区の申請の流れは、下の図のとおりです。本市では、届出及び申請が必要な行為をしようとする場合は、事前相談が必要となります。

これは、行為の計画段階において、事業者や設計者の方が自らチェックしていただいた「景観形成基準チェックシート」などを用いて相談を行い、行為が景観形成基準に適合しているかどうか確認を行うものです。景観法の規定により、届出の受理日から30日間（最大90日間）は行為に着手することができませんが、事前相談の段階で良好な景観の形成に支障がないと認められるものであれば、届出をしていただいた後、行為の着手制限の期間を短縮することができます。

また、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある場合や周辺の景観への配慮の方法について窓口で判断が困難な場合、また、重点地区における行為については、有識者等で構成される伊勢市都市計画審議会に諮問する場合があります。



届出・申請の受付窓口

伊勢市 都市整備部 都市計画課（伊勢市役所4階）

住所 〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 0596-21-5591 F A X 050-1704-1924

様式等のダウンロード(景観) <http://www.city.ise.mie.jp/machi/keikan/1005045.html>



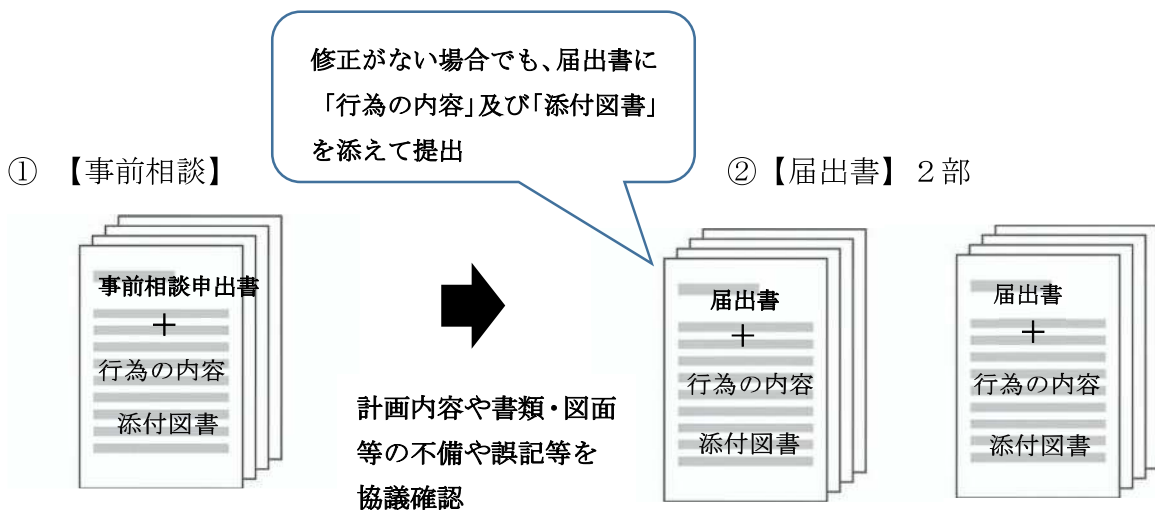
2 提出書類一覧表

【一般地区・沿道景観形成地区・重点地区（内宮おほらい町地区を除く）】

- ※ 事前相談の場合は、届出書（様式第1号）の代わりに事前相談申出書（様式第4号）を添付してください。また、その際は委任状不要です。
- ※ 事前相談の場合も、提出書類一式を添付してください。
- ※ 事前相談の場合は1部、届出の場合は正副合わせて2部提出をお願いいたします。
- ※ 完了届は不要です

		建築物	工作物	開発行為	土地の開墾等	土石の採取及び掘採	物件の堆積
届出書（様式第1号）		○	○	○	○	○	○
行為の内容	様式第1号 別紙1	○					
	様式第1号 別紙2		○				
	様式第1号 別紙3			○	○	○	○
添付図書	景観形成基準チェックシート	○	○	○	○	○	○
	現況写真[2面以上]	*1	○	○	○	○	○
	付近見取図[1/2, 500]	*2	○	○	○	○	○
	配置図[1/100以上]	*3	○	○			
	各階平面図[1/100以上]	*4	○				
	各面立面図[1/100以上]	*5	○	○			
	計画平面図[1/100以上]	*6			○	○	○
断面図[1/100以上]	*7			○	○	○	
※委任状（押印要） （事前相談は不要・届出は要）		○	○	○	○	○	○

※委任状・・・届出書（様式第1号）を申請者本人が提出・受取・問合せ対応する場合は不要。



	注意事項	図書に記載する内容
*1	複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったもの（カラー写真。プリンタによる印刷物でも可）	①行為の場所 ②写真番号
*2	都市計画基本図を使用し、当該敷地の位置を表示すること。	①縮尺 ②方位 ③道路、公園等の公共施設 ④目標となる地物 ⑤行為地の位置
*3	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	①縮尺 ②方位 ③行為地の形状及び寸法 ④届出に係る建築物又は工作物の位置と既存の建築物又は工作物の位置 ⑤屋外における建築設備の位置 ⑥隣接する道路の位置及び幅員 ⑦植栽、樹木等の位置、種類及び高さ ⑧外構施設の位置、材料及び面積 ⑨現状写真の撮影位置、撮影方向及び写真番号
*4	建築物の各階平面図	①縮尺 ②方位 ③建築面積 ④各階の床面積（算定式含む。） ⑤屋外における建築設備の位置
*5	建築物又は工作物の彩色（色鉛筆など）された各面の立面図	①縮尺 ②各面の方位及び寸法 ③建築物の最高高さ ④開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 ⑤屋根、壁面等の仕上げ（素材及び色彩（マンセル表色系等による表示））
*6	<p>・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面【開発行為・土地の開墾・その他土地の形質の変更】</p> <p>・設計図又は施工方法を明らかにする図面、採取又は掘採の方法を明らかにする図面、採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面【土石の採取、鉋物の掘採】</p> <p>次の凡例に基づき表示し、凡例も明示すること。 【凡例】切土…黄色 盛土…赤色 緑地…緑の斜線</p>	①縮尺 ②方位 ③断面図に係る断面の位置及び方向 ④行為後における植栽等の位置、種類及び規模 ⑤行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模（土石の採取又は鉋物の掘採の場合のみ）
*7	次の凡例に基づき表示し、凡例も明示すること。 【凡例】切土…黄色 盛土…赤色 緑地…緑の斜線	①縮尺 ②行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

3 景観形成基準チェックシート【内宮おほらい町地区用】【二見町茶屋地区用】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は伊勢市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。

行為の場所	伊勢市
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

(1) 行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 一般地区 <input type="checkbox"/> 沿道景観形成地区 <input checked="" type="checkbox"/> 重点地区
	<input type="checkbox"/> 中心商業業務ゾーン <input type="checkbox"/> 市街地ゾーン <input type="checkbox"/> 集落・農地ゾーン <input type="checkbox"/> 自然環境ゾーン
背景や周辺の 景観特性 ※該当するものすべてにチェック	【景観要素】 <input type="checkbox"/> 商業業務地 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 既存集落 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 里山 <input type="checkbox"/> レクリエーション施設、工業地等
	【軸】 <input type="checkbox"/> 道路－道路の名称（ ） <input type="checkbox"/> 鉄道－鉄道の名称（ 近鉄 ・ JR線 ） <input type="checkbox"/> 河川－河川の名称（ ） <input type="checkbox"/> 海岸－海岸の名称（ ） <input type="checkbox"/> 緑（グリーンフロント）－山林・里山の名称（ ）
	【拠点】 <input type="checkbox"/> 内宮おほらい町地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 二見町茶屋地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 伊勢市駅周辺及び外宮周辺 <input type="checkbox"/> 河崎地区 <input type="checkbox"/> 小俣宿・明野宿

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区旅館地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	<ul style="list-style-type: none"> 木造を基本とし、3階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。 	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は、切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		3 軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は、素材色とする。	<input type="checkbox"/>	
		4 主な出入口には飾り屋根を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
		5 庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	1 外壁の素材は、木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。ただし、塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
		3 外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>	
	開口部・建具	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。 	<input type="checkbox"/>	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。 	<input type="checkbox"/>		
樋	<ul style="list-style-type: none"> 樋は茶色系とする。 	<input type="checkbox"/>		
看板・案内板	<ul style="list-style-type: none"> 木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。周囲のまちなみと調和した素材（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。 	<input type="checkbox"/>		

	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	門・塀・垣根等	・道路に面して、門・塀・垣根を設ける場合は、板塀、生垣等とする。	<input type="checkbox"/>	
建築物の高さの最高限度		・12mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
工作物の形態意匠の制限	形態意匠	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	外構	1 道路及び海岸に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>	
	自動販売機等	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>	

※旅館と異なる用途の建築物について、店舗に関しては店舗地区の景観形成基準を用いることを基本とする。

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材		色 彩 計 画		
建築物等の外観の素材・色彩	屋 根 材			色相	明度	彩度
	外 壁 材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積		見付面積	見付面積×1/5	
	東 立 面	m ²		m ²	m ²	
	南 立 面	m ²		m ²	m ²	
	西 立 面	m ²		m ²	m ²	
	北 立 面	m ²		m ²	m ²	

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区店舗地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	<ul style="list-style-type: none"> 木造を基本とし、2階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。 	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は、切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		3 軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は、素材色とする。	<input type="checkbox"/>	
		4 庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	1 外壁の素材は、木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。やむをえず外壁の位置を揃えることができない場合は、門・板塀・生垣等を設けること等により、まちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
		3 南張り囲い等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
		4 外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>	
	開口部・建具	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。 	<input type="checkbox"/>	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。 	<input type="checkbox"/>		
樋	<ul style="list-style-type: none"> 樋は茶色系とする。 	<input type="checkbox"/>		
看板・案内板	<ul style="list-style-type: none"> 木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。周囲のまちなみと調和した素材（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。 			

	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	建築物の 高さの最 高限度	・10mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
工作物の 形態意匠 の制限	形態意匠	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>	
	自動販売機等	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>	

※店舗と異なる用途の建築物について、旅館に関しては、旅館地区の景観形成基準を用いることを基本とする。

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材		色 彩 計 画		
建築物等 の外観の 素材・色 彩	屋 根 材			色相	明度	彩度
	外 壁 材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東 立 面	m ²	m ²	m ²		
	南 立 面	m ²	m ²	m ²		
	西 立 面	m ²	m ²	m ²		
	北 立 面	m ²	m ²	m ²		

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区旅館地区及び店舗地区の住宅】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	・木造を基本とし、2階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は、切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		3 軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は、素材色とする。	<input type="checkbox"/>	
		4 庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	1 外壁の素材は、木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。やむをえず、外壁の位置を揃えることができない場合は、門・板塀・生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
		3 南張り囲い等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
		4 外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>	
	開口部・建具	・道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。	<input type="checkbox"/>	
	建築設備	・建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし、木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
	樋	・樋は茶色系とする。	<input type="checkbox"/>	
	看板・案内板	・木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする、周囲のまちなみと調和した素材（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。	<input type="checkbox"/>	

	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	建築物の 高さの最 高限度	・10mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
工 作 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	形態 意匠	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	屋外 照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	外 構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>	
	自動 販売 機 等	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>	

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材		色 彩 計 画		
建 築 物 等 の 外 観 の 素 材 ・ 色 彩	屋 根 材			色相	明度	彩度
	外 壁 材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東 立 面	m ²	m ²	m ²		
	南 立 面	m ²	m ²	m ²		
	西 立 面	m ²	m ²	m ²		
	北 立 面	m ²	m ²	m ²		

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区住宅地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
建築物の形態意匠の制限	形態	<input type="checkbox"/>	・木造を基本とし、3階以下とする。やむを得ず、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和に配慮するものとする。
	屋根・軒庇	<input type="checkbox"/>	1 屋根は、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図り、勾配屋根を基本とする。
		<input type="checkbox"/>	2 屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合にはこの限りではない。
	外壁	<input type="checkbox"/>	・外壁の色彩は周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。
	門・塀・垣根等	<input type="checkbox"/>	・道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものを基本とする。
最高限度高さの	<input type="checkbox"/>	・12mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会に意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	
工作物の形態意匠の制限	形態	<input type="checkbox"/>	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。
	外構	<input type="checkbox"/>	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。
		<input type="checkbox"/>	2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。
売機等	<input type="checkbox"/>	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項		素材		色彩計画		
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材			色相	明度	彩度
	外壁材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東立面	m ²	m ²	m ²		
	南立面	m ²	m ²	m ²		
	西立面	m ²	m ²	m ²		
	北立面	m ²	m ²	m ²		

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区茶屋北西地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	・木造を基本とし、3階以下とする。やむを得ず、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図り、勾配屋根を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合にはこの限りではない。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	・外壁の色彩は周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>	
	門・塀・垣根等	・道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
	最高限度の 高さの	・12mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会に意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
工作物の形態意匠の制限	意匠形態	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀・生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>	
売自動機等	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>		

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象	事項	素材	色彩計画		
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材		色相	明度	彩度
	外壁材		色相	明度	彩度
	()		色相	明度	彩度
	アクセント色		色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5	
	東立面	m ²	m ²	m ²	
	南立面	m ²	m ²	m ²	
	西立面	m ²	m ²	m ²	
	北立面	m ²	m ²	m ²	

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区茶屋南西地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
建築物の形態意匠の制限	形態	・周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>
	屋根・軒庇	1 屋根は、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>
		2 屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合にはこの限りではない。	<input type="checkbox"/>
	外壁	・外壁の色彩は周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>
	門・塀・垣根等	・道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものを基本とする。	<input type="checkbox"/>
最高限度	・12mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会に意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
工作物の形態意匠の制限	形態	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>
売機等	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>	

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項	素材	色彩計画		
		色相	明度	彩度
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材	色相	明度	彩度
	外壁材	色相	明度	彩度
	()	色相	明度	彩度
	アクセント色	色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5
	東立面	m ²	m ²	m ²
	南立面	m ²	m ²	m ²
	西立面	m ²	m ²	m ²
	北立面	m ²	m ²	m ²

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【開発行為・土地の形質の変更（土石の採取・鉱物の掘採を除く。）に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑪形態意匠	○行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。	<input type="checkbox"/>	
⑫緑化	○のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。	<input type="checkbox"/>	
	○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	<input type="checkbox"/>	

【土石の採取・鉱物の掘採に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑬採取等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	<input type="checkbox"/>	
⑭遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
⑮緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	<input type="checkbox"/>	

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑯集積、貯蔵の方法	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	<input type="checkbox"/>	
⑰遮へい	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	<input type="checkbox"/>	

4 届出様式【一般地区・沿道景観形成地区・重点地区用】

様式第4号（第10条関係）

景観計画区域内における行為の事前相談申出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申出者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

伊勢市景観条例第15条の規定により、次のとおり申し出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更		
			用途（ ）		
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更			
		種類（ ）			
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的			
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更					
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積					
行為の場所		伊勢市			
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号（ ） — E-mail :			
	名称及び担当者名	名称 担当者名			

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 用途（ ）		
		(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 種類（ ）		
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的			
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更				
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				
行為の場所		伊勢市			
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号（ ） — E-mail:			
	名称及び担当者名	名称 担当者名			
※受付欄			※処理欄		

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号（別紙1）

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転（該当行為に○を付けてください）			届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		m ²	m ²	m ²	
	延べ面積		(階) m ²	(階) m ²	(階) m ²	
	高さ		m	m	m	
	構造					
	外部仕上げ			届出部分	既存部分	
		屋根	色彩			
			素材			
		外壁	色彩			
	素材					
	敷地の緑化			届出部分	既存部分	合計
		緑地面積		m ²	m ²	m ²
		樹種等				
	その他					
外観の変更（修繕・模様替）・色彩の変更			変更面積	変更後	変更前	
	屋根	色彩	m ²			
		素材	m ²			
	外壁	色彩	m ²			
素材		m ²				
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()内には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築し、又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2) 薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)。
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押し出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)。
- 9 「その他」欄には、伊勢市景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関すること。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第1号（別紙2）

（表）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(伊勢市景観規則第2条第2項第 号該当)				
新設・増築・改築・移転（該当行為に○を付けてください）		届出部分	既存部分	合計		
	敷地面積	m ²	m ²	m ²		
	築造面積	m ²	m ²	m ²		
	高さ	m	m	m		
	構造					
	仕上げ		届出部分	既存部分		
		色彩				
		素材				
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計	
		緑地面積	m ²	m ²	m ²	
		樹種等				
	その他					
	色外観の変更（修繕・模様替）	(対象建築物) ・外観面積 <u> </u> m ² ・築造面積 <u> </u> m ² ・高さ <u> </u> m ・構造 <u> </u>	色彩	変更面積 m ²	変更後	変更前
			素材	m ²		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）内には、伊勢市景観規則第5条第2項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築し、又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）。

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）。
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第1号（別紙3）

（表）

行為の内容 （開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____m ²	変更後の土地の形状	
	のり面又は擁壁の規模 高さ _____m 長さ _____m 勾配 _____%	のり面等の外観	
		緑化の方法	
土石の採取・鉱物の掘採	土地の面積 _____m ²	採取又は掘採の位置・方法	
	のり面又は擁壁の規模 高さ _____m 長さ _____m 勾配 _____%	跡地の緑化の方法等	
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は貯蔵の高さ 高さ _____m	堆積又は貯蔵の位置・方法	
		遮へいの方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「のり面等の外観」欄には、のり面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及びのり面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第2号（第4条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号	
2 行為の場所	
伊勢市	
3 設計又は施工方法の変更の概要	
〔変更前〕	
〔変更後〕	
4 変更理由	
連絡先	所在地及び電話番号 所在地 電話番号（ ） — E-mail:
	名称及び担当者名 名称 担当者名
※ 受付欄	※ 処理欄

1 設計又は施工方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

5 参考様式

委 任 状

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

私は、下記のとおり代理人を定め、景観法及び伊勢市景観条例に基づく手続きの一切を委任します。

記

1. 代理人

住所 _____

氏名 _____

連絡先（電話番号） _____

2. 行為の場所（地番または住居表示）

伊勢市 _____